

国内外の議論及び国際的な議論の動向

令和元年 7 月
令 務 局
事

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」【2019年（令和元年）6月14日】

○ 2019年6月14日付で閣議決定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、AIネットワーク化について、次のとおり記載。

「AIネットワーク化が社会・経済にもたらすインパクトやリスクの評価の国際的な共有、関連する社会的・経済的・倫理的・法的課題の解決に資するガバナンスの在り方に関するG7、OECD等の場における国際的な議論を通じた検討の推進」

北京智源人工智能研究院が「Beijing AI Principles」公表【2019年（令和元年） 5月25日】

- 中国科学技術部と北京市政府が支援する「北京智源人工智能研究院（BAAI：Beijing Academy of Artificial Intelligence）」は5月25日、「北京AI原則（Beijing AI Principles）」を公表。
- 研究開発、利活用、政策の視点で必要となる指針に言及。具体的には以下の通り：
 - 研究開発：do good, for humanity, be responsible, be ethical, open and share
 - 利活用：use wisely and properly, informed-consent, education and training
 - 政策：optimizing employment, harmony and cooperation, adaption and moderation, long-term planning

中国国家次世代AIガバナンス専門委員会「次世代AIガバナンス原則」公表【2019年（令和元年） 6月17日】

- 中国国家次世代AIガバナンス専門委員会は6月17日、「次世代AIガバナンス原則 - 責任を有するAIの発展」を公表。国家次世代AIガバナンス専門委員会は、AIに関する法律、倫理、社会問題の研究を強化し、AIの世界的なガバナンスを積極的に推進するため、中国次世代AI発展計画推進弁公室により設立。
- 以下の8つの原則を明示：
 - ①調和（和諧）・友好（AIの発展は人類共同の福祉の増進を目標）
 - ②公平・公正（製品研究開発及び利用の過程における偏見と差別の除去）
 - ③包摂・共有（包摂的な発展の促進、AI教育及び科学普及強化、社会的弱者の適応力の向上、デジタルデバイドの解消等）
 - ④プライバシーの尊重（個人のプライバシーを尊重・保護し、個人の知る権利及び選択権の保障）
 - ⑤セキュリティ・制御可能性（透明性、解釈可能性、信頼性、制御可能性の向上）
 - ⑥責任の分担（各ステークホルダによる社会責任感及び自律意識の具備、リスク・影響の告知など）
 - ⑦開放・協力（AI発展及びガバナンスにおける連携・相互交流の推進）
 - ⑧アジャイルガバナンス（AI発展の規律の尊重、可能性のあるリスクを速やかに発見・解決）

米国「AI研究開発戦略計画」改訂版を公表【2019年（令和元年）6月21日】

- 米国NSTC（国家科学技術会議）の人工知能に関する特別委員会は、本年2月に出された大統領令（AIイニシアチブ）を受け、2016年オバマ政権時代に策定された「AI研究開発戦略計画」の改訂版を公表。
- 戦略の項目は大きく変わっていないが、過去3年を踏まえ、内容が詳細化。
- 例えば、戦略“Understand and Address the Ethical, Legal, and Societal Implications of AI”では、OECD理事会勧告やG7（2018年、議長国：カナダ）の閣僚宣言において、AIのトラストおよび利活用向上（促進）のために研究開発が推奨されているとした上で、これまでに行われてきた研究開発プログラムの例として以下を紹介：
 - AIの説明可能性(XAI)に関するDARPA（米国国防高等研究計画局）のプログラム
 - AIの公平性に関するNSF(米国国立科学財団)とアマゾンの共同研究

G7デジタル関係閣僚会合【2019年（令和元年） 5月15日】

- 本年5月15日、フランス・パリでG7デジタル関係閣僚会合が開催され、総務省から佐藤総務副大臣他が出席。
- G7参加各国・地域は、AI技術が、経済や社会の急激な変革を可能にしている一方、AI技術へのアクセス格差やAI技術の発展や利用に伴って生じるバイアスにより、不平等が拡大するリスクをもたらす可能性があることにつき認識を共有。
- その上で、2016年の香川・高松会合以降のG7やOECDでの議論を歓迎し、これらの成果と今年のG20の議論を踏まえた国際協力の強化を認識し、人工知能の研究結果を理解し共有するための国際的なパネル（IPAI: a joint International Panel on Artificial Intelligence）に関して、有志国で議論を継続することにつき合意。

G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合【2019年（令和元年） 6月8-9日】

- 本年6月8・9日、茨城・つくばで「G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合」が開催され、石田総務大臣、世耕経済産業大臣、河野外務大臣らが参加。
- AIの開発や利活用の促進に向け、G20ではじめて「人間中心」の考えを踏まえたAI原則（「G20 AI原則」）に対し賛同が得られ、その内容を含む閣僚声明が採択。閣僚声明におけるAIに係わる言及は概ね以下の通り：
 - AI技術が、包摂的な経済成長を促進し、社会に大きな恩恵をもたらし、個人に力を与えることができることを認識する。AIの責任ある利用によってもたらされる恩恵は、労働環境と生活の質を改善し、女性と女兒及び社会的弱者を含む全ての人に機会を与える人間中心の未来社会を実現する可能性を生み出すことができる。
 - 同時に、AIが他の新興技術と同様に、労働市場の変化、プライバシー、セキュリティ、倫理的問題、新たなデジタル格差及びAIに関する人材育成の必要性を含む社会的課題を提起し得ることも認識する。AI技術への人々の信頼と信用を醸成し、その潜在能力を十分に引き出すために、非拘束式の「G20 AI原則」に同意し、同原則によって導かれるAIへの人間中心のアプローチにコミットする（同原則は、OECD理事会勧告を引用して作成されたものであり、閣僚声明の附属文書として合意）。

G20大阪首脳会合 【2019年（令和元年） 6月28-29日】

- 本年6月28・29日、大阪で「G20首脳会合」が開催。
- 「G20大阪首脳宣言」におけるAIに係わる言及は概ね以下の通り：
 - AI技術への人々の信頼と信用を醸成し、その潜在能力を十分に引き出すために、我々は、AIへの人間中心のアプローチにコミットし、経済協力開発機構（OECD）AI勧告から引用された拘束力を有さないG20 AI原則を歓迎する。
 - 人工知能（AI）の責任ある開発と使用は、SDGsを推進し、持続可能で包括的な社会を実現するための原動力となる可能性がある。
 - 「G20 AI原則」が同首脳宣言の附属文書として合意。

OECD デジタル経済政策委員会(CDEP) 会合 【2019年（令和元年） 7月1-2日】

- OECDは、本年7月1～2日にデジタル経済政策委員会（CDEP）会合を開催。日本からは、中大・実積教授（CDEP副議長）、総務省、経済産業省が参加。AIの取組については以下の項目について議論が行われた。
 - **AIに関する理事会勧告及び同勧告の履行に係るプラクティカル・ガイダンスの作成ほか**
 本年5月のOECD閣僚理事会で採択・公表されたAIに関する理事会勧告をはじめ、AIに関する最近の取組及び同勧告の履行に係る実務者向けのガイダンス作成について事務局から説明。実務者向けのガイダンスについては、年内の理事会への報告へ向け、事務局が作成したアウトラインに沿って作業を進めることに合意。また、CDEPにおける理事会勧告案の策定に向け、本年2月のAI専門家グループ会合（AIGO）の提言を取りまとめた文書の秘匿解除に合意。
 - **AI政策に関するオブザーバトリー**
 本年中の設置が予定されている「AI政策に関するオブザーバトリー」の概要について事務局から説明。4つの柱となる活動（理事会勧告の履行、公共政策のトピック、AIの政策と取組、AIのメトリクスと計測）や非公式の専門家のネットワークの設置について、多くの加盟国が支持を表明。
 - **AIに関する“Tour de Table”**
 各国から、国内のAI政策の取組について紹介。我が国からは「[AI利活用ガイドライン](#)」の内容を紹介。同様にシンガポールとポルトガルが国内の取組のプレゼンを実施。

(参考) 経済協力開発機構 (OECD) の概要

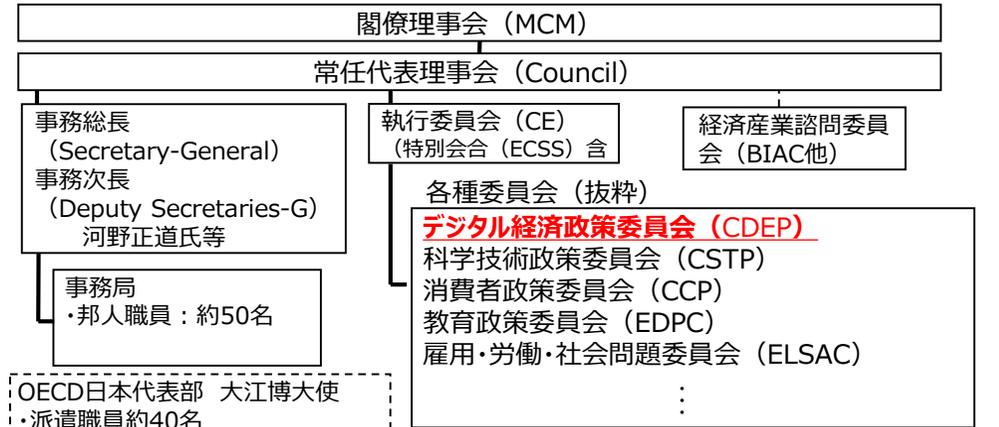
- 経済協力開発機構 (OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development) は、経済問題全般について協議する国際機関であり、『世界最大のシンクタンク』とも称される。
- 自由な意見交換・情報交換を通じ、(1) 経済成長、(2) 貿易自由化、(3) 途上国支援 に貢献することを目的とする。OECDにおける議論の結果が、政府間の事実上のスタンダードとなるケースも多い。

先進36カ国が加盟 (事務局：パリ)
(EU加盟国23カ国、その他13カ国)



OECD加盟国

オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、日本、フィンランド、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チェコ、ハンガリー、ポーランド、韓国、スロバキア、チリ、スロベニア、イスラエル、エストニア、ラトビア、リトアニア



デジタル経済政策委員会 (CDEP)

Committee on Digital Economy Policy

情報・コンピュータ・通信に関する政策課題、及び経済・社会に与える影響等について検討を行う OECDの委員会

通信インフラ・情報サービス政策作業部会 (CISP)

Working Party on Communication Infrastructures and Services Policy
電気通信分野の最新技術・市場動向の調査・分析、規制政策について検討

デジタル経済セキュリティ・プライバシー作業部会 (SPDE)

Working Party on Security and Privacy in the Digital Economy
情報システムの脆弱性に対するセキュリティ対策、電子認証・暗号使用の促進、個人情報保護について検討

デジタル経済計測分析作業部会 (MADE)

Working Party on Measurement and Analysis of the Digital Economy
情報通信に関する国際的な統計データの整備